

## 中国幣制改革と香港上海銀行

蕭 文 嫻

チャータード銀行上海支店長の同行本店頭取宛の書簡  
(一九三七年四月二三日)の一節<sup>(1)</sup>に次のようなものがある。

当地の為替市場における支配が外国銀行から中国系銀行へ移ったことをきちんと理解しなければならぬ。

中国系銀行は現在ロンドン及びニューヨークの大銀行との間で直接的な金融取引を行なうことができるようになったので、いわゆる外国為替銀行からかなり独立できるようになった。

外国銀行の中国進出は一八四〇年代に遡ることができる。それ以来、在中国の外国銀行は中国の為替市場を支配していた。しかしながら、一九三五年一月に行なわれた幣制

改革は状況を大きく変化させた。一九三四年の米国銀購買政策により、大量の銀が中国から流出し、通貨の収縮により、金融恐慌が引き起こされた。それを契機に、南京政府は銀本位制から管理通貨体制に移行した。

幣制改革が実施される以前、銀の輸出入は主に外国銀行によって行なわれたため、為替市場は外国銀行の支配下に置かれた。だが南京政府が貨幣供給権を握ることにより、外国銀行の影響力はかなり弱められ、中国金融市場における優位が大きく失われることとなった。しかしながら、外国銀行の優位に対する挑戦は、幣制改革が行なわれた以降に始まったのではなかった。一九三〇年代初頭以降、中国

経済、とりわけ金融・銀行面において南京国民政府がより大きな役割を果たすようになってから、政府の経済介入に伴う新秩序がすでに始まっていた。

本稿の課題は、外国銀行、とりわけ当時中国為替市場で最優位に立っていた香港上海銀行（以下HSBCと略す）がこうした新しい状況を受けてどのように対応したかを、同行の幣制改革との関わりを通じて考察することである。さらにこれに基づき、当時のイギリスの対中国経済政策を再検討したい。

HSBCは、一八六四年に在中国の欧米諸国の貿易商人によって香港で設立された。一八八〇年代半ばには中国で最大の外国銀行となった。日清戦争以降の対清政府国債発行にあたって、イギリスの金融界との間で緊密な提携関係を築き上げた。さらに、対清政府の国際コンソシアムではイギリスの在中国代表として、その利害を代弁したのである。キング教授によって書かれたHSBCの社史<sup>(2)</sup>はHSBCの経営に関して最も包括的で重要な研究である。同書において、キング教授は一九三五～四一年の間のHSBCと中国の貨幣制度との関係について一章を割いた。同章の冒頭に「この章の主要な焦点は貨幣防衛者としてのHSBC

である<sup>(3)</sup>」とあり、同行がいかに中国政府に協力したか力点が置かれている。しかしながら、南京国民政府の経済介入の拡大により、HSBCをめぐる経営環境がいかに変化し、またそれにどのように対応しようとしたかについての議論がなされず、検討する余地が残されているように思われる。

中国金融の史的発展について、近年多くの研究が発表されている<sup>(4)</sup>。しかしながら、その大半は中国系銀行に関するものであり、しかもその問題意識は国内の政治・経済との関わりに集中しており、中国系銀行と外国銀行との間の関係に対する関心は少なかった。

また、一九三五年の中国幣制改革に関しても、これまでにすでに多くの研究が行われてきた。それは大きく言えば、一九三五年の幣制改革を中国幣制の変革過程に位置付けるもの<sup>(5)</sup>と幣制改革の計画案作成及び実行をめぐる国際関係に重点を置くものである<sup>(6)</sup>。国際関係の重要性をいち早く指摘した野沢豊編『中国の幣制改革と国際関係』（東京大学出版会、一九八一年）は、幣制改革が日本側の反対と英米両政府の協力といった国際関係の下で達成されたことを主張した。同書をはじめ、同時期のイギリスの対中経済政策に対する

諸研究の評価は、①日本側に対する配慮の問題、②中国政府から大量の銀塊を買い上げたアメリカ政府（一九三五年から一九三七年七月一〇日までに一億八八三〇万オンス、総額九四四〇万米ドル）と比較してイギリスとアメリカのどちらが幣制改革の実行にあたってより大きな役割を果たしたかの二点を中心に議論が展開されてきた。他面、イギリスの対中政策の中にアメリカの影響力拡大を牽制する意図があったか否かなどの視角はほとんど持っておらず、在中国の英系銀行とイギリス政府の対中経済政策形成との関連を十分に把握したとは言えない。本論文ではHSBCの内部資料<sup>(8)</sup>を利用して、右記の課題に取り組みたいと思う。

### 一 在上海の外国銀行<sup>(9)</sup>

表1に示されているように、一九三六年時点で中国に進出している外国銀行は全部で三三行であるが、そのうちの二八行は上海に本支店を設置している。その進出時期は大きく三つに分けることができる。①一九一四年以前に進出した銀行は一二行ある。外国銀行の中で最も長い歴史を持つのはチャータード銀行（一八五八年に上海支店設立）と本店を香港に設置したHSBC（一八六五年に上海支店設立）

であった。この英系銀行二行を除けば、そのほとんどは一八九〇年代からのいわゆる「帝国主義期」に進出した日本、欧米諸国の銀行である。②一九一四年から二一年に至るまでの第一次世界大戦期とその直後に進出した銀行は一二行に上り、そのほとんどが日系及び米系外国銀行である。これは第一次大戦を契機とした日本とアメリカの中国における経済権益の拡大を反映している。③一九二二年～二九年の間では新たな銀行進出が見られず、一九三〇～三五五年の間には資産規模の比較的小さい三行が上海に本店を開設している。

一九一四年以前に進出した諸行は一九三〇年代に至っても上海にある外国銀行の中で中核の位置を占めた。外国銀行の中国での活動分野は一九一四年においてすでに形成されていた。すなわち、①貿易金融・為替売買業務（金銀の海外輸出入業務を含む）、②現地銀行業務、主に租界にある外国人・外国企業から預金を集めたり、貸付を行ったりする業務、③外国企業の社債を発行する業務、④対中国政府借款業務、海関関税保管業務である。ただし、④の業務は一九二九年以降次第に中国政府系銀行に移行した。

在中国外国銀行の歴史はかなり長いが、その利害を代弁

表 1 上海における外国銀行一覧表(1936年)

金融機関名	開設年 (中国)	払込資本高	会計単位	本店所在地	中国各地の支店開設地 (上海以外)
<b>日系</b>					
台湾銀行	1911	13,125,000	円	台北	漢口・広州・香港・厦門・福州・汕頭
朝鮮銀行	1918	25,000,000	円	ソウル	天津・青島
三菱銀行	1917	62,500,000	円	東京	なし
三井銀行	1917	60,000,000	円	東京	なし
住友銀行	1916	50,000,000	円	大阪	なし
横浜正金銀行	1893	100,000,000	円	横浜	漢口・広州・天津・香港・北平・青島
上海銀行	1917	100,000	円	上海	なし
漢口銀行	1932	250,000	円	漢口	なし
<b>英系</b>					
麦加利銀行(チャータード銀行) (Chartered Bank of India, Australia and China)	1857	3,000,000	英ポンド	ロンドン	天津・漢口・広州・香港・北平・青島
匯豐銀行(香港上海銀行)	1865	20,000,000	香港ドル	香港	天津・漢口・広州・北平・青島・ 福州・汕頭・厦門・芝罘
有利銀行(マーカンタイル銀行) (Mercantile Bank of India)	1854	1,050,000	英ポンド	ロンドン	香港
P & O銀行	1920		英ポンド	ロンドン	香港
(P. & O. Banking Corporation)					
新沙遜銀行	1930	500,000	英ポンド	香港	なし
(E. D. Sassoon Banking Co.)					
達商銀行	1932	200,000	海關兩	上海	なし
Finance Banking Corporation					
莫斯科銀行	1934		英ポンド	ロンドン	なし
Moscow Narodny Bank					
<b>米系</b>					
美国運通銀行(アメリカ・エクスプレス)	1919	6,000,000	米ドル	ニューヨーク	香港・天津・北平

(American Express Company, Inc) 大通銀行(チェース・バンク) (Chase Bank)	1920	5,000,000	米ドル	ニューヨーク	香港・天津
花旗銀行(ナショナル・シティ・バンク) (First National City Bank of New York)	1902	127,500,000	米ドル	ニューヨーク	北京・天津・漢口・広州
友邦銀行 (Underwriters Savings Bank for the Far East)	1930	500,000	中国元	上海	香港
<b>大陸ヨーロッパ系</b>					
東方匯理銀行(インボンナ銀行) (Banque de l'Indochine)	1899	120,000,000	フランス・フラン	パリ	天津・漢口・広州・北平・香港・昆明
中仏工商銀行 (Banque Franco-Chinoise pour le Commerce et l'Industrie)	1923	50,000,000	フランス・フラン	パリ	香港・天津・北平
匯源銀行 (Union Mobilie're Societe' Francaise)	1921	500,000	中国元	上海	天津
華比銀行 (Banque Belge pour l'Etranger, Extreme Orient)	1902	147,044,000	ベルギー・フラン	ブリュッセル	天津・漢口・香港
義品放款銀行 (Credit Foncier pour l'Extreme Orient)	1907	70,000,000	ベルギー・フラン	ブリュッセル	天津・漢口・香港
荷蘭銀行 (Nederlandsche Handel-Maatschappij)	1903	380,030,000	ギルダー	アムステルダム	香港
安達銀行 (Nederlandsche Indische Handelsbank)	1920	55,000,000	ギルダー	アムステルダム	香港・厦門
独睡銀行 (Deutsche-Asiatische Bank)	1889	5,705,000	中国元	上海	天津・漢口・広州・青島
華義銀行 (Banca Italiana per la Cina)	1920	1,000,000	米ドル	上海	天津

出所：Frank M. Tamagna, *Banking and Finance in China*, New York, 1942, pp. 96-97、濱田峰太郎「中国最近金融史」(東洋経済新報社発行、1936年)、pp. 254-256より作成。

表2 上海諸銀行の銀所有(1928-35年)

(単位：千中国元)

	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935 11月6日
外国銀行合計高	68,260	96,573	95,663	86,883	185,045	275,660	54,702	42,920
中国系銀行合計高	101,964	144,980	166,284	179,303	233,419	271,828	280,482	272,436
総計	170,224	241,553	261,947	266,186	418,464	547,488	335,184	315,356
HSBC	31,080	48,637	60,109	29,763	71,316	83,921	7,476	8,390
外国銀行に占める割合	45.53%	50.36%	62.83%	34.26%	38.54%	30.44%	13.67%	19.55%

出所：Tamagna, *op.cit.*, p. 104.

する組織は、一九一六年に初めて設立された。為替業務を営む外国銀行を中心に作られた「上海外国為替銀行協会 (Shanghai Foreign Exchange Bankers Association)<sup>(1)</sup>」は中国進出の歴史の最も長いチャータード銀行が幹事銀行となっていた。しかし、後に述べるように、中国系銀行の為替業務分野への進出によって、「上海外国為替銀行協会」、在上海の中国系銀行の業界団体「上海銀行同業公会」、在上海の伝統金融機関である錢莊の業界団体「上海錢業公會」によって構成される「上海国際銀錢公会 (Association of Shanghai Banks)」が一九二九年に設置されるようになった。

た。このように、一九二九年頃に中国系の金融機関と外国銀行の相互関係に大きな変化が見られる。

銀保有に関しても同様な変化が見られる。上海における金融の市場現象として銀の市場在高とその移動が、金融の緊縮緩和と最も密接な関係を持っていた。そしてその量は原則的には中国における銀の輸出入の量によって支配されていた。すなわち、銀の輸出入が自由な時代において通貨の枯渇に基づく金融の逼迫には海外からの銀輸入によって対応し、反対に市場の通貨が過剰になったときにはこれを海外に輸出することとなる。しかし、一九三二年以降、農村の恐慌により銀が中国各地から上海へ移入され、上海の銀市場在高が急増した。

表2に見られるように、上海の銀は主に中国系銀行と外国銀行によって保有されている。この時期において中国の通貨発行は依然として統一されていないが、上海などの大都市においては中国系銀行（政府系銀行及び民間銀行）によって発行された銀行券が主要な通貨となりつつあった。中国系銀行が銀貨を銀行券の発行準備にするようになってから、外国銀行の上海における銀保有高の比重が大きくなり、一九一四年には九割以上であったのが一九二八年

三三年までの間では上海の銀保有高の三割から五割まで低下した。ここにおいて先に述べた一九三四年以降の中国から外国への大量の銀流出により、外国銀行の銀保有高は大幅に減少した。上海の外国銀行のうち、銀の最大の保有者であるHSBCは、銀流出が激化した一九三四年以前、外国銀行の保有合計高の約三割から六割を占めていたが、一九三四年以降十数%にまで下がった。

## 二 HSBCと中国政府系銀行の経営

### パフォーマンスの比較<sup>(12)</sup>

一九二七年〜三六年の間の一〇年間は中国近代銀行業の「黄金時代」と言われている。この時期の中国近代銀行業の特徴は急速な規模拡大と銀行資源が大銀行に集中することである。一九二七年、中国には一六〇の中国系銀行があり、その払込資本合計額と預金合計高はそれぞれ一億六七〇〇万中国元と一〇億九〇〇〇万中国元であった。一九三六年末、銀行数は一六四行まで微増しているが、その払込資本合計額と預金合計高は四億三〇〇万中国元と四五億九一〇〇万中国元まで増大した。一六四行のうちの総資産が多い上位九行は、諸銀行全体の払込資本合計額の二六%、

預金合計高の五八%、貸出合計高の六二%、総資産合計高の五四%を占めていた。<sup>(13)</sup>

こうした大手九行のうち、特に注目すべきは、政府の特殊銀行として設立され、近代中国系銀行のパイオニアである中国銀行<sup>(14)</sup>と交通銀行<sup>(15)</sup>及び一九二八年に設立した中国中央銀行である。この三行は、南京政府期において中国金融市場に大きな影響力を持っていた。一九三五年三月、中国銀行と交通銀行は南京政府の資本注入により、完全に政府の支配下に置かれ、政府との関係が一層緊密なものとなった。では、こうした政府系銀行をHSBCと比較した場合、どのような経営の特徴が見られるであろうか。比較する前に、HSBCの銀行活動が中国系銀行と大きく異なっていたことを理解しなければならない。一に見られるように、HSBCは主に中国と諸外国との間での為替業務などの金融業務を行っていたため、ロンドンをはじめ、世界各地に支店網を張り巡らせ、また中国国内には条約港を中心支店を設置していた。他方、中国系銀行は一九三〇年代初頭に至るまで主に国内金融に重点を置き、中国銀行のような大手銀行は中国国内の一六の省に一〇〇以上の支店を展開した。

表3はHSBCと中国政府系銀行のバランス・シートの主要項目を示したものである。HSBCのバランス・シート上の会計単位は中国元ではなく香港ドルであるが、香港ドルと中国元の価値はほぼ同じであるので、ここでは両者の価値が同じであると仮定する<sup>(16)</sup>。

比較の結果、四つの点を指摘することができる。

①株主資本（＝資本金＋積立金）

中国政府系銀行は一九三五年三月の経済危機の最中に、内国債発行により、払込資本金を二倍以上に引き上げた。すなわち、中国中央銀行、中国銀行及び交通銀行の払込資本をそれぞれ二〇〇〇万元から一億中国元に、二五〇〇万元から四〇〇〇万中国元に、一〇〇〇万元から二〇〇〇万中国元に増資した。それに対して、HSBCは一九二一年以降増資しておらず、その結果、一九三六年において、中国政府系銀行の払込資本金合計額がHSBCを大幅に上回った。しかしながら、積立金の点において、HSBCは中国政府系銀行を大幅に上回ったので、HSBCの財務状況がはるかに安定していたことが分かる。

②預金・株主資本比率

表3 中国政府系銀行とHSBCのバランス・シートの主要項目

	年度	払込 資本金 ①	積立金 ②	預金 ③	預金・株主 資本比率 ③/①+②	貸出 ④	貸出・ 預金比率 ④/③	純利益 ⑤	純利益率 ⑤/①+②
HSBC (千香港ドル)	1914	15,000	32,650	329,300	6.91	141,500	0.43	3,810	7.99%
	1921	20,000	58,300	480,900	6.14	202,100	0.42	10,800	13.79%
	1931	20,000	100,400	773,500	6.42	432,300	0.56	16,500	13.70%
	1936	20,000	114,900	837,900	6.21	493,800	0.58	15,100	11.19%
中国中央銀行 (千中国元)	1931	20,000	3,496	90,588	3.85	97,953	1.08	4,870	20.73%
	1936	100,000	9,000	713,800	6.54	487,500	0.68	17,749	16.28%
中国銀行 (千中国元)	1914	10,000	113	58,391	5.77	49,968	0.86	1,369	13.50%
	1921	18,281	10,213	176,182	6.18	172,322	0.98	549	1.90%
	1931	24,707	2,831	462,700	16.80	333,900	0.72	1,837	6.67%
	1936	40,000	2,270	1,064,300	25.17	767,500	0.72	2,719	6.40%
交通銀行 (千中国元)	1921	7,498	3,913	115,947	10.16	96,674	0.83	-1	0.00%
	1931	8,724	6,638	186,500	12.14	138,800	0.74	788	5.13%
	1936	20,000	7,272	554,162	19.77	382,096	0.69	1,529	0.56%

出所：HSBCに関しては、King, *op. cit.*, vol.2, p. 567, vol. 3, p. 182.

中国政府系諸銀行年に関しては、中国銀行総管理処経済研究室編『中国重要銀行最近営業概況研究(1921-1931)』、Tamagna, *op. cit.*, pp. 131, 134, 138, Young, *op. cit.*, pp. 488-491 により作成。



一九三一年において、HSBCは政府系銀行の預金合計額を上回るほど巨額の預金残高を誇ったが、一九三二年以降の農村における恐慌の深刻化により、銀が上海の中国系銀行に集中しはじめた。さらに一九三五年三月の南京政府による中国銀行・交通銀行の国有化により、同一行の預金が一段と増加した。その結果、一九三六年の時点で中国銀行がHSBCを抜いて預金残高において最大の銀行となった。預金の株主資本に対する比率では、HSBCが安定した推移を見せたのに対して、中国政府系銀行は比率の拡大が見られた。それは預金が政府系銀行にとって重要な資金源泉となったことを意味し、金融市場の収縮にあたって、より高いリスクに晒されることとなる。

③貸出・預金比率

貸出・預金比率では全時期においてHSBCが中国政府系銀行より低く、資金の流動性がより高いことが示されている。

④株主資本に対する純益率

HSBCの純益率は一九二一年以降において総じて一〇%以上で推移していた。それは中国銀行、交通銀行

と比較してかなり高かったのであるが、中国中央銀行よりは低かった。

諸銀行の純利益をさらに検討してみると、表4に示されるように、HSBCの純利益は一九三〇年にピークを迎え、その後かなり落ち込んだ。中国政府系銀行の中で最も後発の中国中央銀行は一九三二年以降に純利益が急増し、一三四年になると、HSBCよりも多くの利益を上げること

表4 中国政府系銀行とHSBCの純利益高の比較(1928-36年) (単位：千中国元)

	中国中央銀行	中国銀行	交通銀行	合計	HSBC*
1928	239	-761	578	57	13,400
1929	1,453	1,962	651	4,066	14,100
1930	2,689	2,086	719	5,494	20,700
1931	3,607	1,837	770	6,214	16,500
1932	12,013	1,848	401	14,262	16,900
1933	10,952	1,924	900	13,776	15,200
1934	15,032	1,933	994	17,959	13,000
1935	9,533	3,602	1,402	14,537	12,100
1936	17,749	2,720	1,529	21,998	15,100

※ HSBCの純利益高の単位は千香港ドルである。

出所：同表3に同じ。

ができた。中国中央銀行が高い利益を上げたという点はこのまでの研究で注目されなかったことである。

中国中央銀行の業務について当時中国南京政府の金融顧問 (Financial Adviser) を務めたアメリカ人ヤング Arthur N. Young は著書の中で次のように述べている。「一九二八年から一九三六年の間に政府は中国中央銀行に大きく依存するようになった。一九三五年末に至ると、同行の貸付、割引、貸越及び所有した証券のほとんどは財政部や政府諸機関への貸出である<sup>(17)</sup>。また、同書は「過去において、この銀行が資本に対して容易に収益率を上げたのは、大きく変動した外国為替相場による為替取引や中国で世界市場より安い価格で買い付けられた金の輸出などの利益のおかげであるが、為替相場の安定及び市場の発展による金利低下に伴い、今後はこうした利益を期待できないだろう<sup>(18)</sup>」と述べ、一九三五年に至るまでの利益のかなりの部分が為替業務によるものと指摘した。

結論を言うと、一九三六年においてHSBCは中国で最大規模の銀行ではなくなったが、中国政府系銀行と比べて、財務状況がより健全であったと思われる。とは言え、中国系銀行の中で最も高い利益を上げた中国中央銀行は、為替

業務からもかなりの利益を獲得した。同行はHSBCにとって無視できないライバルとなった。

### 三 中国における外国為替業務

—HSBCと中国中央銀行を中心に—

中国系銀行の為替分野への参入は一九一七年前後であるとされている。しかし、為替市場への進出に大きな進展をもたらしたのは、一九二八年一〇月において中国銀行が国際為替銀行として政府の特許を受けたことであった。中国銀行は政府対外借款の元利返済に関わる為替業務を委託されたが、一九三二年以降の中国中央銀行の外国為替業務への参入に伴い、中国銀行は民間経済に関わる為替業務への転換を図るようになった。同行は外国銀行のようにロンドンなどで外貨建預金を集めていないので、同行ロンドン支店は英ポンド建ての中国国債を購入し、それを担保にロンドン市場から短期資金を調達した<sup>(19)</sup>。したがって、同行ロンドン支店の為替業務は英ポンド建て中国国債の規模によって制限されていた。一九三六年末に、同行はロンドン支店のほか、大阪支店（一九三一年開設）、シンガポール支店（一九三六年開設）及びニューヨーク支店（一九三六年開設）

の四つの海外支店を持つている。外国銀行と比べて同行の海外支店網は貧弱であった。そのため、一九三五年三月の組織再編に至るまでは上海為替市場で外国銀行と拮抗する勢力とはならなかったようである。<sup>20)</sup>

他方、一九二八年に設立された中国中央銀行は、一九三〇年二月の「海関金単位(純金〇・六〇一八六グラム)」の創設をきっかけに、金をもって輸入税を徴収することになった。「海関金単位」はもともと中国に招かれたアメリカのケメラ教授 E. W. Kemmerer の発案であった。ケメラ教授が南京国民政府に提出した「中国漸進金本位制法案」の草案<sup>21)</sup>の中で純金〇・六〇一八六グラムの貨幣単位「孫」を提案した。海関輸入の外国貨物はその原価がいかなる貨幣であれ、すべて規定した比率に照らして「海関金単位」に換算する。海関金単位の銀貨幣に対する比価は、中国中央銀行が外国為替相場を基準にして決定し、海関が毎日公表することとなる。一九三一年以降、中国中央銀行は海関金単位の管理に乗り出した。当初、単なる貨幣的計算単位に過ぎなかった海関金単位は関金支票や兌換券のような具体的な流通手段の形式を取るにいたった。海関金単位の創設を契機に、同行は海外との間の関係強化を図り、組織再

編を行い、ニューヨークやロンドンなどにある諸銀行とコルレス契約を締結し、海外諸銀行との間で直接な為替取引が可能となった。ただし、ニューヨーク連邦準備銀行での口座開設は一九三六年初頭まで待たなければならなかった。このように海関関税が金建てに改変されたことをきっかけに、為替市場における中国中央銀行の役割は以前と比較して大きな一歩を踏み出した。

さらに、一九二九年二月より、関税自主権を獲得した南京政府はこれまで H S B C によって保管された海関関税を一九三二年までに次第に中国中央銀行によって保管するようになった。一九三二年八月になると、これまで中国銀行によって取り扱われていた関税や政府に委託された外債償還業務は中国中央銀行によって行われるようになり、同行は関税金為替部を為替局として組織変革し、外国為替業務に参入した。

中国中央銀行の為替市場における地位は、一九三三年の中国中央銀行以外の金融機関の金輸出禁止、一九三四年一月における標金取引の管理規制及び銀輸出税の引き上げ・平衡均税の設定<sup>22)</sup>によって大きく引き上げられた。標金取引は主に中国人間で行われ、その価格は金銀相場によつ

て決定され、海外市場、とりわけロンドン市場の金価格に基づいて決められるのが原則である。一九三四年九月八日、南京政府は外国為替及び標金市場における取引の決済方法を改正させた。標金取引は為替市場とつながっており、為替相場に間接的な影響を与えた。一九三四年一〇月一五日から、従来H S B Cの米国向為替相場を決済価格の基準としていたが、それを「海関金単位を基準に」改正した結果、これまでの一種の米ドル取引市場が海関金の取引市場となった。<sup>(23)</sup> ちなみに、上海標金取引の決済相場について、第一次大戦以前は、H S B Cのロンドン宛為替相場を採用し、第一次大戦中及びその後にはH S B Cの日本宛為替相場、さらに一九三一年にはH S B C米国宛為替相場が採用された。このように、これまで長期間にわたってH S B Cが握っていた標金市場の決済にかかわる主導権が南京政府によって取り上げられることとなった。

南京国民政府の金融政策の中で、H S B Cを中心とした外国銀行の間で特に反発を呼んだのは一九三四年一〇月の銀元輸出税の問題である。同年七月以降の大量の銀輸出によって、金融状況がますます悪化した。中国当局は対策として、銀輸出税・平衡均税を設定した。これまで銀平価切

り下げ策に反対していた中国系銀行の銀行家たちの態度はこの頃変化しはじめた。<sup>(24)</sup> 銀輸出税の引き上げに対して、H S B C上海支店長のヘンチマン A. S. Henchman はニューヨーク店支配人に対する書簡の中で次のように書いている。「そちらの価格上昇の対抗手段としての輸出税の大幅な引き上げに関して、私が最も憂慮している点の一つは、中央銀行がその輸出税から免除され、自己利益を追求するために市場で無責任に振る舞うことである」。<sup>(25)</sup>

輸出税の引上げに対して、在上海の英系銀行は英外務省に銀輸出税に関して南京政府に抗議するように陳情した。だが、英大蔵省は在上海の英系銀行の主張が外交陳情の対象ではないと判断した。英大蔵省の見方では、中国政府が自国の最大の利益のために真の努力で困難な状況に対応しているのである。在中國の外国銀行が中国政府の行動によって法外に大きな利益をあげてきた為替取引を取り上げられたのは不幸なことであるが、英大蔵省は輸出税が完全な輸出禁止とは見なさず、外国銀行が銀輸出を排除されたのではないと考えた。英大蔵省の考えでは、困難な状況にある中国政府に対して外国銀行は助けの手を差し伸べるべきである。その状況は中国政府の落ち度によるものではない

く、他国の政策によってもたらされた結果である。また、外交行動を取るのはイギリスの中国に対する無関心と思われ、英系銀行の中国における状況を改善しないだろうし、むしろ中国政府にイギリスの態度が友好ではないと思われることになるだろうというわけである。<sup>(26)</sup>このように、この時期においてイギリス政府の対応は在中國の英系銀行にとっては冷淡な距離をおいたものであった。

南京政権の中国中央銀行に対する強化策に対して、一九三四年一〇月にHSBC上海支店長ヘンチマンはHSBCロンドン店宛の書簡の中で、次のように書いている。

ここでは外国銀行及びその他の外国人を無能な状態にするという意図が見られてきた。過去数年間においてはこの方向に向かってあらゆる措置が取られてきたと確信する。……中国中央銀行以外の金融機関に対する金条の輸出禁止や、両の廃止、〔銀行間の〕清算を〔HSBCから中国国内の金融機関によって設立された〕連合準備機構に任せる試み、また最近〔南京政府財政部長の〕孔祥熙氏が標金取引所の自由を剥奪し、金条価格を中国中央銀行が毎日設定した海関金単位の価格によって統制することなどである。また最後に銀輸出に

税金を徴収する。このすべては間違いなく外国銀行の利害を絶えず攻撃することを目指している。<sup>(27)</sup>

ここで重要なことはHSBCはこうした一連の為替市場における中国中央銀行の支配を強化する措置が、すべてアメリカ人アドバイザーと中国中央銀行にいる彼のアジア系の同僚の「画策」によるものと見ていたことである。<sup>(28)</sup>同行が指したアメリカ人アドバイザーとは、一九二九年に米国から中国へ派遣され、中国に「漸進的な金本位制」を提案したケメラ教授によって率いられた委員会のメンバーたちのことであり、報告書が提出された後彼らは中国政府の財政アドバイザーとして中国に残った。その中で幣制と特に関わったのは中国中央銀行のアドバイザーであるリンチF. B. Lynch（一九二九年～四二年勤務）、税制の財政顧問であるロックハート Oliver C. Lockhart（一九二九年～四〇年勤務）と通貨面のアドバイザーであるヤング（一九二九年～四七年勤務）である。<sup>(29)</sup>

同行の推測は的中した。というのは後（五）で見えるように幣制改革の原案は実はヤングによってまとめられたものであったからである。またヤングが著作の中で次のように述べているからである。

外国のアドバイス及び技術的な援助に関して、通貨面  
の問題への対応ほど重要な分野はない。一九三〇年の  
海関金単位採用、銀の変動への対応及び一九三四年の  
自由な銀本位制からの離脱、一九三五年の幣制改革を  
計画すること、米大蔵省への銀売却を含めた改革を実  
行すること、新為替相場の安定を維持するための為替  
取引、中国中央銀行を中央準備銀行へ転換させるプロ  
ジェクトなどがその重要な事例として上げられる。リ  
ンチ、ロックハートと私はこうしたことに深く関わり、  
とりわけ一九三五年の幣制改革計画の準備に活動した。<sup>(30)</sup>  
こうしてアメリカ人アドバイザーが中国の通貨・金融に  
おける変革においてきわめて大きな役割を果たしたことが  
わかる。

本来なら、中国の外債の元本・利子償還は年間五二〇万  
ポンド（一九三三年の為替レートでは約八六〇〇万元）以上  
に對して、輸入関税が年間約二億六〇〇〇万元（一九三三  
年のデータ）とされており、中国中央銀行は潤沢な外貨準  
備を獲得しているはずであるが、そのほとんどが南京政府  
による外国での武器購入によって使われた結果、中国中央  
銀行が銀調達を行う際には上海金融市場における外貨の先

物を売却しなければならぬほど保有する準備が貧弱で  
あった。そのため、幣制改革が実施されるまでは為替市場  
を統制するほどの影響力がなかったのである。<sup>(31)</sup>

一九三五年三月、中国銀行と交通銀行が事実上中国南京  
政府の支配下に置かれた。それにより、南京政府は中国系  
諸銀行全体の銀行資源の約四分の三を押さえることとなり、  
中国の金融構造を大幅に転換させた。<sup>(32)</sup> H S B C 上海支店の  
書簡では次のように書かれている。

〔前財政部長・中国中央銀行創設者〕宋（子文）が中国銀  
行の頭取になり、実質上この金融システム全体を支  
配しているということをすでに電報で見ただろう。こ  
れが外国銀行との間での協力になるかあるいはその反  
対を意味するかはこれから分かるだろうが私はある程  
度危惧を持つて事態を注目している。宋は投機家を止  
めさせるように H S B C、中国中央銀行、及び中国銀  
行が協力するという話題を繰り返した。中国中央銀行  
が時にはこの最大の投機家であるということを考え  
ると、私が理解する限り、恐らく H S B C にとって参  
加する余地があまりないであろう。中国側にとって私  
たちに利用価値がある限り、このような同盟に止まれ



るだろうが、いつか中国中央銀行が私たちを為替市場において代替してしまうであろう。<sup>(33)</sup>

一九三五年四月、宋子文が上海外国為替銀行協会に対して健全な通貨を維持するための協力を申し込んだ。それに関して、同協会は一定期間内の銀輸出停止という「紳士協定」の成立に同意した。<sup>(34)</sup> また、HSBCは宋子文の要請に応え、南京国民政府の臨時代理として大規模なポンド売りを行い、為替市場の安定化に協力した。<sup>(35)</sup> このように、HSBCは中国中央銀行に対する警戒を持ちながら、南京国民政府に対しては協力の姿勢を見せていた。

#### 四 イギリスの借款案とHSBC

中国が外国銀行に対して借款の可能性を検討し始めたのは一九三四年一〇月頃である。借款は、主に①イギリス政府保証に基づかない債券発行。②イギリス政府保証に基づく債券発行という二つの選択肢を中心に検討が行われた。

##### (1) イギリス政府保証に基づかない債券発行案

民間借款案の最初の構想の一つは、「諸外国銀行が共同して約五〇〇万ポンドの資金を集めること」である。しか

し、「外国銀行の資金力、組織力および経験が、中国系銀行のグループにとっては言うまでもなく居心地のわるいものであろう」。<sup>(36)</sup> この案は話の段階で消えていた。

次にHSBCを中心に上海で借款を供与することである。この民間借款の問題点は主に二つある。一つは担保の問題である。中国系銀行は自ら所有しているポンド建証券や、不動産を担保として提供することを提案した。中国系銀行は、一九三〇年代に上海租界の社債発行においてHSBCが引受の主幹事となるシンジケートに加わるることによって同行との友好関係を確立していた。中国財政部との間では直接のパイプを持っていないHSBCは、貝祖詒（中国銀行外国為替部支配人・上海支店長）、李銘（中国浙江興業銀行頭取・中国銀行取締役）などの中国系銀行のリーダーを通じて、財政部の政策に関する情報のやり取りを行った。だが、中国系銀行が実際保有するポンド建証券が借款予定金額と比較して少なく、一九三二年の上海事変以降の不動産価格の暴落により、借款の担保を確保することが困難であった。<sup>(37)</sup> いま一つの問題点は英政府の保証を受けなければ、中国政府に対して借款の用途を確認できないというHSBC側にとっての懸念であった。

(2) イギリス政府保証に基づく債券発行案

一九三四年一月に、中国政府がイギリス政府保証の政府借款を検討した。関税稅務司のメーズ Mearns が帰国する際に、一億五千万ポンドの借款を H S B C ロンドン支店のアデイス Charles Adiss に持ちかけた。そこでアデイスは金額を一五〇〇万ポンドにすることを提案した。<sup>38</sup> 中国が金融危機を乗り越えるために必要な借款金額は時期によって変わり、一九三四年一月、H S B C 上海支店がまとめた借款案では金額二〇〇万ポンドにした。同行は中国の国際収支赤字を是正し、銀平衡税を取り消し、銀を世界市場の價格で取引できるような自由な銀本位制に戻すためのイギリス政府による信用保証の公債発行案を宋子文に提案した。しかし、この借款案は最初からいくつかの障害があった。第一は借款の保管問題である。借款案が中国側に提示された一二月初頭に財政部長の孔祥熙は強硬に反対した。外国銀行による資金保管に反対するという孔祥熙の考え方は中国銀行の貝祖詒によって伝えられた。この点に関して貝祖詒は H S B C に「資金を中国銀行の特別貯蓄室に保管するように」と譲歩を求めたが、「これに譲歩すれば、外国銀行の交渉力が弱くなるであろう」という理由で、同行は妥協

することに同意しなかった。<sup>39</sup> 同年一二月半ばころは、同行はどうか孔祥熙の合意を得て、宋子文と交渉を続けた。宋子文は借款の要望や英大蔵省の質問に対して次のように説明している。

- 一、借款コンソシウムについて、ここで最終決定する前に、借款発行におけるその他の金融的・技術的障害がないことを確認する方が望ましい。
- 二、自由な銀本位制に戻れば、国際収支赤字の是正がより長い時間かかることに同意するが、私の前の電報に書いたように、自由な銀本位制は唯一可能なコースである。というのは中国元を現在のように人為的に低い価値に維持するという英大蔵省が好むやり方は、信賴の欠如及び銀の海外との價格差といった点によって銀の海外流出・退蔵の恐れがあるので、非現実的であると思われる。また他の通貨とリンクするには大変大規模な借款が必要と思われる。
- 三、大量の預金流出に関して、これは実際に発生したことを意味するのではなく、現在の状況が続けば、このような結果になるだろうと考えられるのだ。
- 四、海外へ逃避した資本の再流入に関して、上海では



巨額の借款の実行が十分に信認を回復させるとの意見で一致している。

五、マスコミの悩ましいいわさを防ぐように〔南京〕政府に要請した。外国の武器購入についての事実であるが、<sup>(40)</sup> 財政部の回答によれば、年間二〇〇〇萬元以下である。

だが、宋子文の以上の返答は英大蔵省を説得できないだろうという同行上海支店長の推測通り、英大蔵省は宋子文が望んでいた借款案に同意しなかった。英大蔵省は中国経済を金融恐慌から抜け出させるには管理通貨体制への移行が不可欠であると判断し、その際、中国通貨は英ポンドとリンクすべきだと主張した。さらに、<sup>(41)</sup> 借款利用のやり方についても双方に大きな溝があったようである。

他方、H S B C自身も借款を積極的に推進しなかった。借款金の保管問題のほか、借款に適切な担保がないことや英大蔵省の反対、同行の為替市場における優位が崩れるかもしれないという懸念、<sup>(42)</sup> 借款が軍事目的に利用されることなどの問題がその原因である。

特に、同行にとって金融市場における優位の低下は大きな懸念であった。「イギリス政府保証借款の二〇〇〇万ポ

ンドの〔中国政府による〕保有は中国当局が私たちを粉々にする権力を与えるだろうということを危惧したのである。現在、外国銀行は外貨資源という切り札を持っている。同じ資源を中国人が手にし、中国中央銀行がこちらで私たちに対して好きなようにすることを許してしまえば、私たちが絶望的に不利益な立場に立たされるだろう。<sup>(43)</sup> さらに、中国政府は依然として国際コンソシアムに縛られ、外国による借款供与は、国際コンソシアムの参加国全員の同意が必要であるが、日本人は獲得された借款が蔣介石によって広州攻撃に利用されるのではないかと考えていたようなので、日本側の反対が強く懸念されている。<sup>(44)</sup>

H S B Cは英大蔵省の案に対して、アーサー・ソルター Arthur Salter<sup>(45)</sup>を通じて反対を表明した。「大蔵省に中国政府による管理通貨制が実用的ではないことを説得するようにさらに努力すべきであろう。危機の際に印刷機にきつと頼るようになる。金融財政面において抑制が欠如している事例が多かった」。実際一九三五年三月まで、同行は銀本位制を維持すべきであると主張しつづけ、英大蔵省の案に賛成しなかった。<sup>(46)</sup> 英大蔵省が最終的にまとめた借款提案は、中国元とポンドをリンクするという基本案を中心に、H S

BCと宋子文の間で検討を重ねた草案を大幅に修正したものである。一九三五年三月一日の同行上海支店によって書かれた書簡において次のように記されている。「(宋子文は)英国大使との間のこれまでのやり取りは公式的なものではなかったが、この一兩日間以内にイギリス政府が中国政府に公式に接近することになると話した。私たちが何かお手伝いできないかと訊ねたが、彼は私たち〔HSBC〕による基礎工事がすでに行われたと公式に認めた。この件はすでに外交の領域に入った。それが現れるまで私たちの関与は望ましくないであろう」<sup>(47)</sup>。

いろいろな利害を調整しなければ成立しないイギリス政府借款<sup>(48)</sup>は、結局幣制改革が行われる一九三五年一月まで成立しなかった。借款に関する交渉は、五に見られるように、幣制改革が行われた後の一九三七年半ばに再開されることとなる。

## 五 イギリスの対中経済政策の再検討

— 中国中央銀行の再編を中心に —

### (1) 幣制改革の計画案

これまでの研究によって明かされたように、イギリス政<sup>(49)</sup>

府経済顧問であるリース・ロスが中国に到着した一九三五年九月末において中国側がすでに幣制改革の基本案を作成していた。しかしながら原案そのものについてはあまり知られていなかった。幣制改革原案の全文はHSBC上海支店長の頭取宛の書簡に記録されている。同書簡では、同計画案のことを一九三四年二月四日の電報でお知らせしたと書かれており、同改革案の作成が輸出税・平衡税が導入された直後の一九三四年一月頃に書かれた可能性が大きいと思われる。イギリス政府も一九三四年末にそれを入手したと思われる。上海支店長は、同計画案がアメリカ人のアドバイザーの一人によって作成されたということ<sup>(50)</sup>を宋子文から伝えられた。

では、計画書の全文を紹介した上で、南京政府が当時の状況をどのように捉え、この時点における計画案の実施にあたって英米両国といかなる連携関係を持つとうとしたかについて見てみよう。

「幣制改革の計画案 (A PROGRAMME FOR CURRENCY REFORM)

貿易収支の赤字によるこの一年間の銀輸出以外に、真正の資本逃避もこの国の通貨準備を減らしている。

しかし、私たちが示したように、貿易赤字は一九三三年以降徐々に減ってきたが、最近の資本逃避は驚くほど増大している。この国の通貨に対する脅威を解決する基本的な手段は国内の軽工業の活発な発展及び農業改革である。

アメリカの銀政策によるデフレの圧力の下で、政府は今解決策として銀輸出税の導入に頼っている。

この措置が主張された目的に有効でないことが判明された。合法的な銀輸出は三分の一に減少したが、それに代わって銀の密輸出のプレミアムが全体の銀輸出高を増大させたに違いない。密輸出するための銀は上海から華南・華北へ移出され、また退蔵するための銀は週八〇〇万中国元の割合で内陸諸省へ移出された。この措置は中国元の安定した価値を維持することに有効ではない。輸出税が導入されてからその価値は一シリング三・五ペンス(「〇・〇六四五ポンド」)から一シリング四・八七五ペンス(「〇・〇七〇三ポンド」)となった。(現時点の輸出税は一四%であるが、この税率も上昇し続けている)。中国通貨の将来にとって、銀の自由輸出よりこの措置自体が一貫してより強力な脅威を与え続けている。

この状況によって引き起こされた課題は三つある。

① 通貨パニックを阻止できる措置を取ること。  
② 退蔵の目的で銀行から銀を引き出すことを阻止できる措置を取ること。

③ 銀の合法的な輸出及び非合法的な輸出による資本逃避を阻止できる措置を取ること。

今の状況においてこの銀の密輸出は、政府がその場で押収するという方法以外に防ぐことができないだろうと思われる。したがって、この国にあるすべての銀ストックが国有化されることが一般に懸念される。内地地方にある銀通貨は押収できないので、この措置は銀行にあるすべての銀ストックのみを押収することを意味する。この措置では銀行によって行われるすべての貿易取引が紙幣通貨であるが、国内取引は銀で決済することになる。これは非常に大きな弱点である。というのは一般に銀の存在が銀行券の通貨価値の低下を引き起こすからである。

この状況では次の措置の導入を提案したい。

銀行にあるすべての銀ストックを国有化する。それと同時に銀行に提示された銀行券に対して一定の為替相場で、例えば、一〇万中国元が六六〇ポンドに相当する、外貨を売却することを法的に義務付ける。さらにこの法律は諸

銀行が銀行券で約5%のプレミアムで銀を買い付けることを規定する。こうした措置は銀輸出税の継続によって守られ、銀輸出の海関収入でこのプレミアムを支出する。このようにしてパニックが阻止されるだろう。というのは外国為替が銀行券と固定相場で自由に兌換できるからである。

銀をプレミアムで買い付けることで密輸出は最も有効に阻止されるだろう。それと同時に、銀の銀行券に対する圧力も有効に阻止されるだろう。そうならなくても実質的に緩和されるだろう。

こうした措置の下で、銀行は外貨を獲得するために、銀行によって保有される銀を輸出しなければならない。この点ではアメリカの財務省との間で世界銀市場によらない買上げの協議を行うことができるかもしれない。他方、銀行券の担保が輸出されるので、銀行券の発行準備を規定する法律が必要となる。すなわち、

- ① 法的な固定相場で金を準備とする。
  - ② 外国における金通貨建ての銀行信用。
  - ③ 銀行によって保有する金通貨建ての商業手形。
- もちろんここで提案された措置は造幣局の銀貨鑄造の完全な中止を意味する。

こうした手段によって中国通貨は次第にポンドにペッグする金本位制に移行できるだろう。中国からより安定した外国通貨への資本逃避はなくなるだろう。

補助銀貨を改革するには、補助銀貨に対する輸出税をその額面価値と同等の価値になるように減らすことを同時に提案したい。

こうした措置の下で銅通貨はこれまでの通りに使われる。この通貨の廃止は将来の課題にしたいのである。

〔注記〕この通貨改革案は、中国国民経済をより健全にする基本的なやり方が廃れることを意味するのではない。また、移行期に当たって銀行券に強い圧力がかかることなく実施できることを意味するのではない。妥協的と言える輸出税措置を取っている現在の金融行政は、最も権威ある金融専門家に依頼してこの計画案を巧みに実施してもらうべきであると信じる。〕

この幣制改革の計画案は、次の六点にまとめることができる。①輸出税・平衡税措置は不十分であるが、幣制改革後も引き続き実施することを想定している。②諸銀行が保有する銀を国有化すること。③銀行券の外貨兌換。中国元

の価値を英ポンドとリンクすることを想定しているようであるが、銀行券の発行準備を金、あるいは金通貨建て金融債権にすることに言及し、「中国通貨は次第にポンドにペッグする金本位制に移行できるだろう」とした。イギリスが一九三一年に金本位制から離脱したのにもかかわらず、英ポンドとのリンクが金本位制への移行と捉えることを見るとケメラ博士の提案の主旨からとったものと思われる。

④米国の銀売却。実際一九三四年一月にすでに米財務省との間で一九〇〇万中国元の売却協定が結ばれたので、米政府による協力は当面重要な課題として見ていないようである。<sup>51)</sup> ⑤一九三三年に完成した中央造幣局の廃止の是非。<sup>52)</sup> ⑥補助通貨に関する問題などである。

原案の注記に書き記された「最も権威ある金融専門家に依頼してこの計画案を巧みに実施してもらうべきである」ことに関して、南京政府は実は最初にアメリカ政府に専門家の派遣を依頼したが、アメリカ政府が「適切な人材」がないという理由でこの場合の特別な専門家の発遣を拒否した経緯があり、最終的には専門家を派遣したのはイギリス政府だけであり、したがって幣制改革は最終的にイギリス政府の使節として派遣されたリース・ロスの協力の下で行

うこととなった。

## (2) 幣制改革の計画案と財政部の幣制改革布告

では、この原案を一九三五年一月三日の中国財政部が公布した幣制改革案<sup>53)</sup>と比較した場合、どのような違いが見られるであろうか。一九三五年の幣制改革の布告では、まず次の六点を取り上げた。①中国中央銀行、中国銀行、交通銀行によって発行された銀行券を法的な支払い手段とする。銀元や銀塊の使用を法的に禁止すること。②銀行券発券指定銀行以外の銀行によって以前に発行された銀行券はそのまま流通できるが、同日以降に新たに発行してはいけないこと。③通貨準備委員会を立ち上げること。④諸銀行、企業、民間・公的機関、個人が所有している銀貨、銀塊を通貨準備委員会や委員会によって指定された銀行に法的支払手段の銀行券と額面価格で交換すること。⑤契約上における銀建てのすべての債務は同額面価値で弁済することができること。⑥現在の為替水準の安定性を維持するために中国中央銀行、中国銀行、交通銀行が外貨を無制限に売買すること、である。さらに銀行制度に係わる改革案も書かれている。中国中央銀行を「諸銀行の銀行 bankers' bank」

として組織再編すること、不動産業務を担当する特別な金融機関の設立などを合わせて記した。

このように、先に検討した原案が幣制改革の基本的な方向性を与えていることが、はっきりと示されていると思われる。そこで外国銀行の銀の処理に関しては、リース・ロスは在中国の英系銀行自らが保有する銀を南京政府に引き渡すように英国国王の命令を発した。しかし銀と紙幣の交換率や南京政府のHSBCに対する債務の未払い問題などで日本以外の外国銀行の銀供出が一九三六年一月、幣制改革が行われた約二カ月後に行われた。

そこで注目したいのは原案に書かれていない「中国中央銀行の再編問題」である。中国に訪問する前の一九三五年七月初めに、リース・ロスがイングランド銀行総裁モンタギュー・ノーマンに対する質問状の中で、中国中央銀行の再編が課題の一つとして取り上げられた。「同行の再編に関して、どういう条件を要求すべきか、またどの程度まで外国からの統制が加えられるのか」ということにイングランド銀行の助言を求めた。<sup>(54)</sup>これに対してノーマンの返事は、「中央銀行に対するイギリス人助言者」をイギリス政府借款の前提条件の一つということに留めたが、実際、イン

ランド銀行のスタッフであるシリアル・ロージヤス Cyril Rogers はリース・ロスの中国訪問の際に同行し、リース・ロスがイギリスに帰国した後にも中国に滞在し、一九四二年に至るまで中国で金融顧問を務めた。幣制改革が実施される約一カ月前の一〇月四日、宋子文から渡された計画案が書かれた覚書を読んだリース・ロスは中国中央銀行の中央政府からの独立が言及されている部分を批判し、中国中央銀行の独立性を守るための人事制度案を提案した。<sup>(55)</sup>このように中国中央銀行の中央準備銀行への再編を幣制改革の公布に含めることはリース・ロスの積極的な関与によって実現したように思われる。

中国中央銀行の再編について、財政部長の孔祥熙が一九三六年初頭に委員会を組織し、宋子良を含めた三人の中国人のほか、イギリス人のロージャス、財政部のアメリカ人アドバイザーのリンチとヤングが委員として参加した。委員会の構成はあたかも中国通貨制度をめぐる国際関係の縮図である。これによってイギリスはこれまで南京政府の財政部で発言力が大きかったアメリカ人を牽制し、ロンドンの利害を代弁するアドバイザーの南京政権への直接的な参加を確保した。



一九三六年に提出された中国中央準備銀行案では、政府からの独立性を高めるために同行の株式所有構成をすべて政府保有から諸銀行や一般大衆の所有へと変更すること、資本金を一〇億中国元から五億に減らすことが盛り込まれた。法律で決められた法幣の発券準備は六〇%と高いが、預金に対してはまったく規定がないので、同案では紙幣発行高と預金高の合計額の四〇%にあたる準備を法的に義務付けた。<sup>56)</sup>

一九三七年半ば、中国とイギリスとの間で通貨の安定化及び財政の健全化を図るための借款に関する交渉が再開された。借款金額は一〇〇万ポンドから二〇〇万ポンドである。借款と中央準備銀行との関係について、イギリス側によって提示された二つの条件に注目する必要がある。第一に、中央準備銀行の創設が借款供与より先に行われたこと、第二に、借款金の使用は、中央準備銀行のアドバイザー（ロージャスの就任が予定されていた）の同意のもとで行われることである。<sup>57)</sup>このように、三で見た中央銀行の強化策及び四で見た英側の借款に対する懸念問題が中国に派遣されたロージャスの任務によって、解決の糸口を見出したのである。

## おわりに

幣制改革により、管理通貨体制を導入した中国の通貨は、米ドルと英ポンドの両方にリンクする形となった。アメリカへの大量の銀塊売却によって中国中央銀行は豊富な外貨資産を保有した。一九三七年六月末、中国の金・銀・外貨資産は三億七九〇〇万米ドルに達した。これは中国の紙幣発行高の約六七%に当たる金額である。こうした通貨準備は、四五〇〇万米ドル相当の金、七四〇〇万米ドルの米ドル銀行預金、九二〇〇万米ドル相当のロンドンでのポンド建て資産及び一億六八〇〇万米ドル相当の銀によって構成される。<sup>58)</sup>このように、英米両国が幣制改革及びその後の通貨運営においてほぼ対等に関与したということをうかがうことができる。

さらに、銀行セクターを見ても、こうした英米両国の「対等的な関与」を見出すことができる。幣制改革に至るまでの一連の過程の中で、HSBCを含めた外国銀行の中国為替市場における地位が相対的に低くなった。外国銀行の地位低下は、南京国民政府が外国銀行に対して為替制限あるいは貿易制限を加えるということを意味するのではな

い。ただ、中国経済が悪化する中で、中国中央銀行の権限が逆に絶えず強化され、これまで外国銀行が自由に行なえた金銀の輸出入はやがて中国中央銀行の特権となり、そうした特権に基づいて、中国中央銀行は中国経済が深刻な不況に陥ったのにもかかわらず、急速な規模拡大に成功した。中国中央銀行に対する一連の強化策は中国財務省に助言を与えたアメリカ人の金融顧問の「画策」によるものであれば、イギリス側も顧問を派遣しアメリカと対等に中国の銀行政策に参加しなければならぬであろう。

このように、イギリス政府の対中経済政策はHSBCの金融利害に基づき、アメリカの影響力拡大を牽制するものであった。このイングランド銀行から中国に派遣された顧問は、その後HSBCと共に、幣制改革以降の中国通貨管理に大きな役割を果たし、イギリスの対中国経済政策推進の核心的な存在となった。

- (1) Letter of the Manager of the Shanghai Branch of the Chartered Bank of India, Australia and China to the Chief Manager of the Bank, 23 April, 1937, M228 (麦加利銀行史料、中国上海社会科学学院経済研究所中国企業史中心に所蔵されている)。

- (2) この時期に関しては King, Frank H. H., *The History of the Hongkong and Shanghai Banking Corporation*, Vol.3: *the Hongkong Bank between the Wars and the Bank Interned, 1919-1945*, Cambridge University Press, 1988 である。

- (3) *Ibid.*, p. 407.

- (4) 二〇世紀前半における中国金融の発展一般に関して、Linsun Cheng, *Banking in Modern China: Entrepreneurs, Professional Managers, and the Development of Chinese Banks, 1897-1937*, Cambridge University Press, 2003、李一翔『近代中国銀行與企業的關係(1897-1945)』(東大図書公司、一九九七年)、吳景平主編『上海金融業与国民政府關係研究(1927-1937)』(上海財經大學出版社、二〇〇二年)、吳景平・馬長林『上海金融的現代化与國際化』(上海古籍出版社、二〇〇三年)、李一翔『近代中国銀行与錢莊關係研究』(学林出版社、二〇〇五年)などがある。中国銀行に関して、姚宓齡『中国銀行二十四年發展史(民国元年至二十四年)』(伝記文学出版社、一九七六年)、中国銀行總行・中国第二歴史檔案館『中国銀行行史資料匯編：上編(一九二一—一九四九年)』(檔案出版社(南京)、一九九一年)、中国銀行行史編纂部『中国銀行上海分行史(一九二二年至一九四九年)』(経済科学出版社、一九九一年)、毛知礪『張嘉璈與中国銀行的经营與發展』(国史館(台湾)、一九九六年)、董昕『中国銀行上海分行研究(一九二二—一九三七年)』(復旦大學博士論文、



二〇〇五年)などがある。中央銀行に関して、劉慧宇『中国中央銀行研究(一九二八—一九四九)』(中国経済出版社、一九九八年)、洪霞管編『中央銀行史料(1928. 11-1949. 5)』(中国金融出版社、二〇〇五年)。*ya-fu-jin* 外国銀行に関しては、汪敬虞『外国資本在近代中国的金融活動』(人民出版社、一九九九年)があるが、同書は一九二七年に至るまでの外国銀行の金融活動についての分析であり、一九三五年の幣制改革は取り扱っていない。

- (5) 例えば、卓遵宏『中国近代幣制改革史(1887-1937)』(国史館〔台湾〕、一九八六年)、浜下武志『中国幣制改革と外国銀行』(『現代中国』第五八号、一九八四年)がそれに当たる。幣制改革と在中国の外国銀行を真正面から論じる浜下武志氏は、幣制改革に至るまでの数年間の中国金融市場の構造変化を十分に把握したとは言えない。

(6) ここでは、近年に発表されたものを中心に取り上げる。例えば、野沢豊編『中国の幣制改革と国際関係』(東京大学出版会、一九八一年)、久保亨『戦間期中国(自立への模索)』(東京大学出版会、一九九九年)、秋田茂『イギリス帝国とアジア国際秩序』(名古屋大学出版会、二〇〇三年)、城山智子『上海金融恐慌(一九三四年—一九三五年)に関する一考察—国際・国内市場連関と市場・政府関係の視角から—』(『東洋史研究』第五八巻二号、一九九九年)。Stephen Lyon Endicott, *Diplomacy and Enterprise: British China Policy, 1933-37*. University of British Columbia Press, 1977, Tomoko Shirozama, *China During*

*the Great Depression: Market, State, and the World Economy, 1929-1937*. Harvard University Press, 2008.

- (7) Arthur N. Young, *China's Wartime Finance and Inflation, 1937-1945*. Harvard University Press, 1965, p. 191.

(8) 本論文に利用されている香港上海銀行の内部資料は、ロンドンにあるHSBC Group Archivesに所蔵されている。アーキビストEdwin Greenをはじめとする方々の協力に感謝を申し上げた。

- (9) この部分は主にFrank M. Tamagna, *Banking and Finance in China*, Institute of Pacific Relations, 1942の第二章及び第六章に基づいている。

(10) 上海外国為替銀行協会の前身はExchange Bankers' Associationである。同協会は遅くとも一八八〇年代初頭にロンドンに設置され、会員であるロンドンに本支店を持つアジアに業務を展開している為替銀行の相互間の競争を制限し、利害を守るカルテル組織である。同協会の一八八〇年代の協定については拙稿「香港上海銀行ロンドン支店一八七五—一九〇年」(西村閑也・赤川元章・鈴木俊夫編『国際銀行とアジア』慶応大学出版、二〇〇九年出版予定)。同協会の上海での設立は遅くとも一九二二年七月と言われている。

- (11) 「上海国際銀銭公会」の設置過程については何品「試述近代上海中外銀錢業三方的互動關係—以上海中外銀錢業連合会之籌建為中心(一九二二—一九二九年)」。『吳

景平・馬長林編『上海金融的現代化与国際化』上海古籍出版社、二〇〇三年）が詳しい。

- (12) 当時の中国には、錢莊という土着金融機関が依然として大きな勢力をなしているが、ここでは錢莊のことを捨象する。錢莊については中国人民銀行上海分行『上海錢莊史料』（上海人民出版社、一九六〇年）を参照。

- (13) Cheng, *op. cit.*, pp. 69-70.

- (14) 中国銀行は、一九〇六年に戸部銀行という名前で設立され、一九〇八年大清銀行に改称され、中国の中央銀行として発足したが、実質上は商業銀行として営んでいた。民国成立以降、大清銀行は清算され、中国銀行が開設された。

- (15) 交通銀行は、一九〇七年に日本興業銀行に範を採り、航運、鉄道、電信、郵便の四つの交通分野から得た収入を管理し、実業を振興させるために設立されたものであるが、実際上は中国銀行と同じく商業銀行として業務を行っていた。

- (16) 一九二二から四一年に至るまでの香港ドルと中国元との間の為替相場について、C. F. Joseph Tom, *The Entrepot Trade and the Monetary Standards of Hong Kong, 1842-1941*, Hong Kong, 1964, p. 153, appendix 16 を参照。

- (17) Arthur N. Young, *China's Nation-building Effort, 1929-1937: the Financial and Economic Record*, Hoover Institution Press, 1971, p. 284.

- (18) *Ibid.*, p. 274.

- (19) ロンドン市場でポンド建て中国債の購入高は一九二九年に七〇万ポンド（約七九六万八〇〇〇元）、一九三〇年に一五〇万ポンド（約二四四〇萬元）、一九三一年に一六〇万ポンド（約三二一九万四〇〇〇元）となっている。姚崧齡、前掲書、一二三頁。

- (20) Tamagna, *op. cit.*, p. 126.

- (21) 徳永清行『支那中央銀行論』（有斐閣、一九四二年）、二七一―二七三頁を参考。

- (22) 国民政府は、一九三三年四月六日に「廢兩改元」を実施した際に、中央造幣局によって鑄造された廠条以外の銀塊の輸出に対して従価の二・二五%の輸出税を課した。一九三四年一月一日、財政部の命令では、「(一) 銀貨幣またはいかなる形状の銀に対しても従価の百分の十の輸出税を課す。(二) 但し、銀本位幣及び廠条に対しては鑄造費の二・二五%を控除して正味七・七五%とする。(三) 銀塊・元宝（馬蹄銀）及びその他の銀類には従来の二・二五%のほかに七・七五%を加えて一〇%を徴収すること。(四) 以上に対してはさらに税額の〇・一三に相当する付加税と黄浦江浚渫税とが付加された」。(四)もしロンドンの銀価によって換算する上海の為替相場の比価と、中央銀行が当日肯定した為替相場とに差額のある時は、その差額から前記の輸出税を控除する。逆に不足する場合には、その不足額を平衡税として追加徴収する。濱田峰太郎『中国最近金融史―支那の通貨・為替・金融―』（東洋経済新報社、一九三六年）、三五二―三五三頁

を参考。

- (23) 濱田峰太郎、前掲書、三四九頁。
- (24) 「中国諸銀行の身動きが取れない状態が彼らの反対を弱めたに違いない。というのは、彼らはこれまで銀の自由輸出への介入が絶対に中国貿易に害を与えるに違いないという私の意見に賛成した。政府の声明が発表されたその日の朝、貝〔祖詒〕が全力をあげていかなる制限策の導入も回避するように私に保証したにもかかわらず……」。(HSBC Group Archives, SHG644, letter from Henchman (Shanghai Branch) to Grayburn (Chief Manager, Hongkong Head Office), 27 Oct. 1934. [以下 HSBC Group Archives を省略])。
- (25) SHG644, letter from Henchman to Hughes (New York Office) 12 Apr. 1934. 中国中央銀行の自己利益に対する非難の言葉は次の書簡にも見られる。「中国中央銀行はつきるだけ使える資本を動員して現在の状況を自分に有利にするようである。……」の国の一般福祉は彼ら自身の権限や収益源泉と比べて彼らにとってなんでもなく」(SHG644, letter from Henchman to Grayburn, 27 August, 1934)。
- (26) SHG644, telegram from Barnes (London Office) to Grayburn (Chief Manager, Hongkong Head Office), 9 Nov. 1934).
- (27) SHG644, letter from Henchman to Grayburn, 11 Dec. 1934. ㄱㄷ SHG644, letter from Henchman to Grayburn, 27 Oct. 1934 ㄷㄹ 同く論調がみられる。
- (28) SHG 644, letter from Henchman to Grayburn, 21 Oct. 1934.
- (29) Young, *China's Nation-building Effort*, p. 338.
- (30) *Ibid.*, p. 341.
- (31) SHG644, letter from Henchman to Grayburn, 15 Dec. 1934.
- (32) Parks M. Coble, JR., *The Shanghai Capitalists and the Nationalist Government, 1927-1937*, Harvard University Press, 1980, p. 208.
- (33) SHG644, letter from Henchman to Grayburn, 5 April, 1935.
- (34) 濱田峰太郎、前掲書、三五七～三五八頁。
- (35) King, *op. cit.*, p. 412.
- (36) SHG644, letter from Henchman to Grayburn, 10 Nov. 1934.
- (37) SHG644, letter from Henchman to Grayburn, 12 Nov. 1934.
- (38) SHG644, telegram from Henchman to Grayburn, 15 Nov. 1934. ㄱㄷ King, *op. cit.*, p. 410.
- (39) 「後者〔貝祖詒〕が私に孔祥熙が彼に南京からの連絡を見せ、そこには私たちの計画を「おそろしう」と書つてあった。……最大の反対は外国銀行に資金を保管することである。貝は私に資金を中国銀行の特別貯蓄室に保管し、チャーター銀行と当行が先取特権を持つように

- 説得した……しかしこれは私たちが取らなければならぬ  
 い安全措置であり、この点を妥協すれば、……私たちの  
 関与は大幅に弱められるに違いない」(SHG644, pp. 797-  
 801, Henchman to Grayburn, 11 Dec, 1934)。  
 (40) 宋子文は英大蔵省に対する返信を同行上海支店長に見  
 せた (SHG644, telegram from Henchman to Grayburn,  
 12 January, 1935)。  
 (41) 「宋は当行に対して借款の使い方に関して英大蔵省に  
 受け入れられるスキームの作成に期待しすぎる傾向があ  
 る」(SHG644, letter from Henchman to Grayburn, 23  
 Jan, 1935)。  
 (42) SHG644, letter from Henchman to Grayburn, 11 Dec,  
 1934。  
 (43) SHG644, letter from Henchman to Grayburn, 19 Jan,  
 1935。  
 (44) また、一九三五年四月、「そもそも推進するのが困難  
 であることは分かっているが、日本の強烈な反対でほと  
 んど希望がなご」(SHG644, pp. 943-44, Henchman to  
 Grayburn, 5 April, 1935)。  
 (45) アーサー・ソルターはイギリスの政治家、経済学者であ  
 る。国際連盟の経済金融部門の部長を就任した際に中国  
 政府の要請を受け、一九三〇年、三一年の二年間に中国  
 での金融・財政に関する技術的なアドバイザーとして中  
 国に滞在した。  
 (46) SHG644, letter from Henchman to Grayburn, 21 Feb,  
 1934。  
 (47) SHG644, letter from Henchman to Grayburn, 11 March,  
 1935。  
 (48) SHG644, pp. 943-44, letter from Henchman to Grayburn,  
 5 April, 1935。  
 (49) 国民政府の財政顧問ヤングが中国を訪問したリス・  
 ロスの改革構想に提出したメモが一九三五年春から夏に  
 かけて作成された(久保亨、前掲書、一九七頁)。  
 (50) この草案が作成されたというニュースが漏えいされ  
 たのは為替市場を操作するためであったと同行が見てい  
 る。したがって、同計画案の骨子は市場関係者に周知さ  
 れたと考えられる (SHG644, letter from Henchman to  
 Grayburn, 14Jan, 1935)。  
 (51) 野沢、前掲書、一八三頁。  
 (52) 幣制改革が行われた直後でも孔は中国が銀本位制を廃  
 止するのではなく、銀貨の使用を一時中止すると声明し  
 た。造幣局は依然として銀行券の準備としての銀貨を鑄  
 造しつつある (Young, *China's Nation-building Effort*, p. 241)。  
 (53) *Ibid.*, p. 484, Appendix 16 を参照。  
 (54) 秋田、前掲書、二七〇―二七一頁。  
 (55) Tomoko Shiroyama, p. 179。  
 (56) Young, *China's Nation-building Effort*, pp. 271, 273-74。  
 (57) *Ibid.*, p. 373。  
 (58) Arthur N. Young, *China and the Helping Hand, 1937-  
 1945*, Harvard University Press, 1963, p. 7.

〔付記〕 本論文は二〇〇八年九月二四日に行なわれた *Zusatz International Banking History Conference* において筆者の行なった報告をもとにしている。コメンテーターの入江恭平先生をはじめ、出席された方々から有益な示唆を受けた。記して謝意を表します。

(しゅう まんはん・大阪経済大学日本経済史研究所研究員、  
同大学非常勤講師)